

## 随意契約理由書

件名	中央(中尾町他)配水管取替工事
契約の相手方	株式会社ソイル
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号に該当
随意契約の理由	<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和2年3月4日に入札中止となったものである。</p> <p>本工事対象の水道管路は昭和43年に布設されたもので、更新時期が遅延することで、経年化による赤水による水質悪化や漏水による断水が発生するなど市民生活に多大な影響を及ぼすリスクが高い。加えて、本件工事路線は、近隣に医療施設(透析)があることから、速やかな現場着手が必要である。</p> <p>そのため、随意契約により速やかに現場着手すべく、工事場所である中央区の土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある事業者を優先して契約交渉を行ったが、技術者の手配ができない等の理由で合意には至らなかった。そこで、水道工事の実績がある市内地元業者に対象を広げて順次交渉を行っていたところ、上記請負業者と合意に至った。</p> <p>なお、上記請負人は、垂水区に本社を持ち、迅速な人員及び資材の確保が期待できる。また、水道工事の実績も有している。以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、」に該当し、上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>
担当部署 (問合せ先)	水道局事業部配水課管路設計係 池田 基樹 (電話番号 322-5900 )